

# 奈半利町地域防災計画

## (地震及び津波災害対策編)

平成22年7月  
(令和6年6月改定)

奈半利町防災会議

# 目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項	2
1 災害に対する危険性	2
2 被害を最小化するために重点を置くべき事項	2
第4節 地震災害の特徴	4
1 南海トラフ地震の特徴	4
2 地震及び津波被害想定結果の概要	4
3 海外等の遠隔地で発生した地震による被害	8
第5節 過去の地震	9
第6節 計画の修正及び周知徹底	11
第7節 防災組織の整備	11
1 奈半利町防災会議	11
2 防災関係機関の防災に関する組織の整備	11
3 防災関係機関相互の連携	11
4 防災体制の確立	11
第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
1 防災関係機関の責務	12
2 処理すべき事務及び業務の大綱	13
第9節 住民、事業者の責務	20
1 住民の責務	20
2 事業者の責務	20
第2章 災害予防対策	21
第1節 地震及び津波災害に強いまちづくり	21
1 基本的な考え方	21
2 地震及び津波災害に強いまちづくり	21
3 防災知識を深めるための取り組み	22
4 実践的な防災訓練の実施（一般対策編第2章第2節の4を参照）	22
5 自主的な防災活動への支援（一般対策編第2章第2節の3を参照）	23
6 自発的な支援を受けるための環境整備（一般対策編第2章第2節の7を参照）	23
7 情報の収集及び伝達体制（一般対策編第2章第4節の2を参照）	23
第2節 予防対策の推進	24
1 火災予防対策（一般対策編第5章第1節参照）	24
2 津波災害予防対策	24

3	危険物等災害予防対策	25
4	建築物等災害予防対策	25
5	地盤災害等予防対策	26
6	公共土木施設等の災害予防対策	26
7	緊急輸送活動対策（一般対策編第2章第5節の3を参照）	27
8	避難対策	28
9	防災活動体制の整備	28
10	複合災害への備え	29
11	地域への救援対策	29
12	要配慮者への対策等（一般対策編第2章第2節の5を参照）	29
13	各種データの整備保存	29
<b>第3章 災害応急対策</b> ..... 30		
第1節	活動体制の確立	30
1	初動体制の確立（一般対策編第3章第1節の1を参照）	30
2	奈半利町災害対策本部の設置	30
第2節	気象情報等の伝達	35
1	地震及び津波情報	35
2	伝達系統	39
第3節	情報の収集及び伝達	41
第4節	通信連絡（一般災害対策編第3章第4節を参照）	41
第5節	応援要請（一般災害対策編第3章第5節を参照）	41
第6節	広報活動（一般対策編第3章第6節を参照）	41
第7節	避難活動等（一般対策編第3章第8節を参照）	42
第8節	災害拡大防止活動（一般災害対策編第3章第9節を参照）	44
第9節	緊急輸送活動（一般災害対策編第3章第10節を参照）	44
第10節	交通確保対策（一般災害対策編第3章第11節を参照）	44
第11節	警戒活動（一般災害対策編第3章第7節を参照）	44
第12節	地域への救援活動（一般災害対策編第3章第12節～19節を参照）	44
第13節	ライフライン施設の応急対策（一般対策編第3章第20節を参照）	44
第14節	教育対策（一般災害対策編第3章第21節を参照）	44
第15節	文化財保護対策（一般災害対策編第3章第22節を参照）	44
第16節	労務の提供（一般災害対策編第3章第23節を参照）	44
第17節	要配慮者への配慮（一般災害対策編第3章第24節を参照）	45
第18節	災害応急金融対策（一般災害対策編第3章第25節を参照）	45
第19節	災害応急融資（一般災害対策編第3章第26節を参照）	45
第20節	二次災害の防止（一般災害対策編第3章第27節を参照）	45
第21節	自発的支援の受け入れ（一般災害対策編第3章第28節を参照）	45
第22節	自衛隊の災害派遣（一般災害対策編第3章第29節を参照）	45

第23節 災害救助法の適用（一般災害対策編第3章第30節を参照）	45
<b>第4章 災害復旧・復興計画</b>	46
第1節 災害復旧・復興対策	46
1 復旧・復興の基本方向の決定（一般災害対策編第4章第1節を参照）	46
第2節 災害復旧対策	46
1 迅速な原状復旧の進め方（一般災害対策編第4章第2節を参照）	46
第3節 復興計画	46
1 復興計画の進め方	46
2 被災者等の生活再建等の支援（一般対策編第4章第6節の2を参照）	47
3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	47
<b>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	48
第1節 総則	48
1 推進計画の目的	48
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	48
第2節 関係者との連携協力の確保	49
1 資機材、人員等の配備手配	49
2 他機関に対する応援要請	49
3 帰宅困難者への対応	49
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	50
1 津波からの防護	50
2 津波に関する情報の伝達等	50
3 避難指示等の発令基準	50
4 避難対策等	50
5 消防機関等の活動	52
6 簡易水道、電気、ガス、通信、放送関係	52
7 交通	53
8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	53
9 迅速な救助	54
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	55
1 建築物、構造物等の整備耐震化・不燃化・耐浪化	55
2 避難場所の整備	55
3 指定避難所の整備	55
4 土砂災害防止施設	55
5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	55
6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備	55
7 通信施設の整備	55
第5節 防災訓練計画	56

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 .....	57
1 職員に対する教育 .....	57
2 住民等に対する教育 .....	57
3 相談窓口の設置 .....	58
第7節 時間差発生における円滑な避難の確保.....	56
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 .....	56
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 .....	56
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	56

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

奈半利町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、奈半利町（以下「本町」「町」という。）に係る地震及び津波災害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、町の処理すべき事務を中心として、防災関係機関を含めた総合的な計画として定め、災害の拡大防止や被害の軽減に努めるなど、防災に対する万全を期し、住民の生活の安全を確保することを目的とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、町域について、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、第5章に記載する。

※本計画に定めがない事項については、「一般災害対策編」に記述している。

### 第2節 計画の構成

半利町地域防災計画は、「一般災害対策編」、「地震及び津波災害対策編」で構成する。

「地震及び津波災害対策編」は、本町での地震及び津波災害に対処するために、基本的かつ総合的な計画として、「総則」、「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興対策」、「南海トラフ地震防災対策推進計画」から構成している。

本計画は、「高知県地域防災計画」（以下「県計画」という。）との整合性及び関連性を有し、本町における防災活動の指針を示すものである。

### 第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項

#### 1 災害に対する危険性

地震災害に対する「問題点と対応」として、市街地では、旧耐震基準で建てられた住宅及び建築物を中心に倒壊が予想されるため、住宅・建築物等の耐震化の推進が重要である。

津波に対しては、発生する可能性のある津波が既存の構造物ですべて防ぎきれるとはいいきれず、海岸部からの流入や奈半利川を遡上してくることが予想される。

「人の命を守る」ためには、迅速な避難が必要であり、指定緊急避難場所、避難経路等のハード整備、及び住民や自主防災組織の防災意識の向上、要配慮者対策等のソフト施策を効果的に実施する必要がある。また、海岸付近では地震時の津波情報に十分注意し、海水浴客、釣り人、漁船等についても早めに避難誘導する必要がある。さらに、大規模災害においては、長期の避難生活を余儀なくされることが想定されるため、指定避難所の整備、指定避難所運営の確立等の「人の命をつなぐ」施策の推進も必要となる。

本町は、防災・減災対策が効果的に作用すれば、被害状況は大きく改善されることを十分に認識しているため、本計画等をもとに施策を確実に実施することとする。

#### 2 被害を最小化するために重点を置くべき事項

(1) 本町では、過去から繰り返し南海トラフを震源とする地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきた。昭和21年12月21日に発生した南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきている。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われた。このため、本町の地震及び津波災害対策は、何より尊い生命を守ることを目指すとともに、発生頻度の高い一定程度の地震及び津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波に対して万全を期すことである。

(2) 対策を進めるにあたり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じる。

その際には、男女共同参画の視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮する。

(3) 町全体の防災力の向上を図るため、町をはじめとする公的機関は発生前の予防対策や発生後の応急対策等の「公助」の取組みを進めるとともに、住民には自らの生命は自ら守る「自助」の取組みや、地域での支え合いや助け合い等による「共助」の取組みを進めていただくこととする。町はその取組みを後押しするための施策を進め、「自助」、「共助」、「公助」が互いに連携する取組みを進める。

[注記] 本計画における用語について

住民・・・・・・・・町域に住所を有する者をいう。

住民等・・・・・・・・上記に加え、他の市町村から町域に通学、通勤する者及び災害時に町域に滞在する者等も含める。

要配慮者・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいう。

避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいう。

防災関係機関・・・・・・・・国、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。

県・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいう。

警察・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいう。

町・・・・・・・・町の部署をいう。

消防機関・・・・・・・・消防本部、消防局、消防署、消防団をいう。

自衛隊・・・・・・・・陸上、海及び航空自衛隊をいう。

ライフライン・・・・・・・・電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいう。

指定緊急避難場所（一時避難場所）・・・・・・・・津波や地震などの災害から一時的に避難する場所で、津波から一時的に避難するための高台や津波避難ビル等、町があらかじめ指定した場所や施設をいう。

指定避難所（収容避難施設）・・・・・・・・災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活する施設で、町が指定した施設をいう。

## 第4節 地震災害の特徴

### 1 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

平成25年5月に東北地方太平洋沖地震を踏まえて評価手法を見直した上で、国により平成27年1月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されている。それによるとM8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、70%程度となっている。

#### (1) 最大クラスの地震・津波（L2地震・津波）

- ・この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府、平成23年8月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものである。
- ・県内で震度6弱～7の揺れが予測される。
- ・県内の地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超え、非常に高くなるのが予測される。

#### (2) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1地震・津波）

- ・県内で震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測される。
- ・県内の地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測される。
- ・近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震がある。  
（県内：死者・行方不明者679人、負傷者1,836人）  
（町内：死者・行方不明者10人、負傷者90人）

## 2 地震及び津波被害想定結果の概要

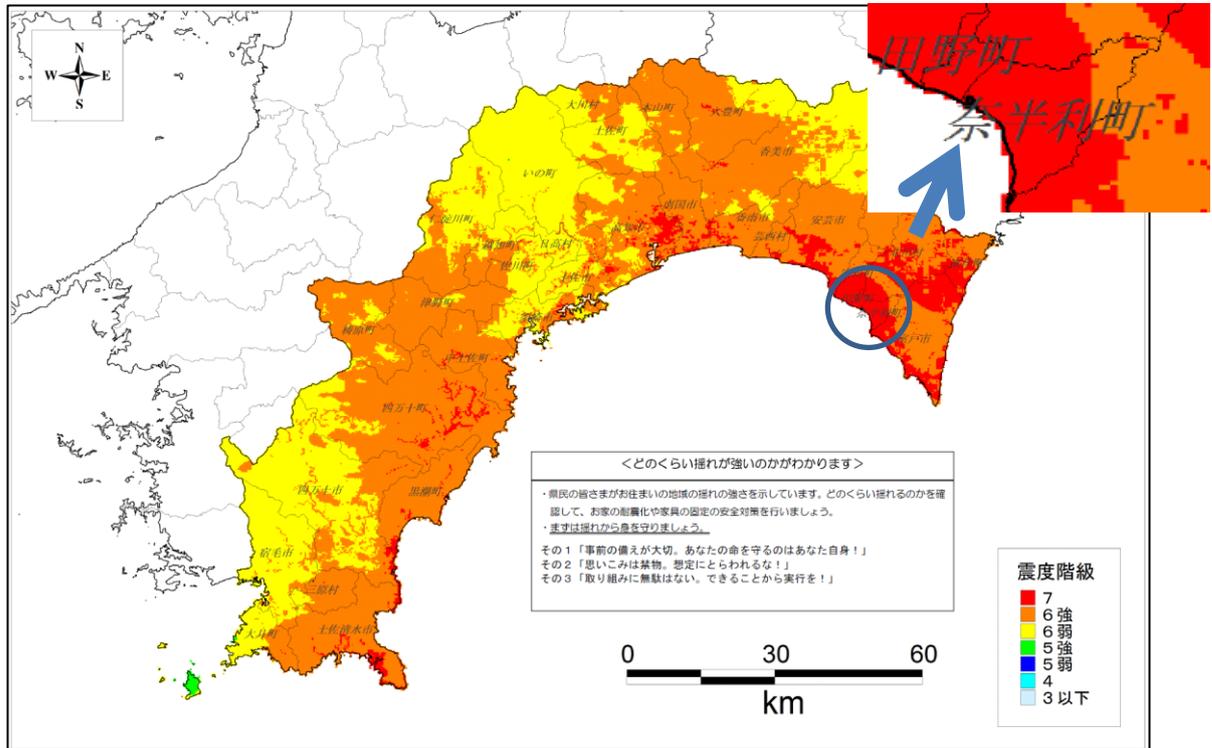
### (1) 最大クラスの地震・津波（L2地震・津波）

地震・津波防災対策の基礎資料とすることを目的に、高知県（以下「本県」「県」という。）は、「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測(平成24年12月10日)」を公表し、南海トラフの巨大地震による地震動及び津波状況を想定した。また、「南海トラフ巨大地震による被害想定(平成25年5月15日)」を公表し、南海トラフの巨大地震による被害の推定を行った。

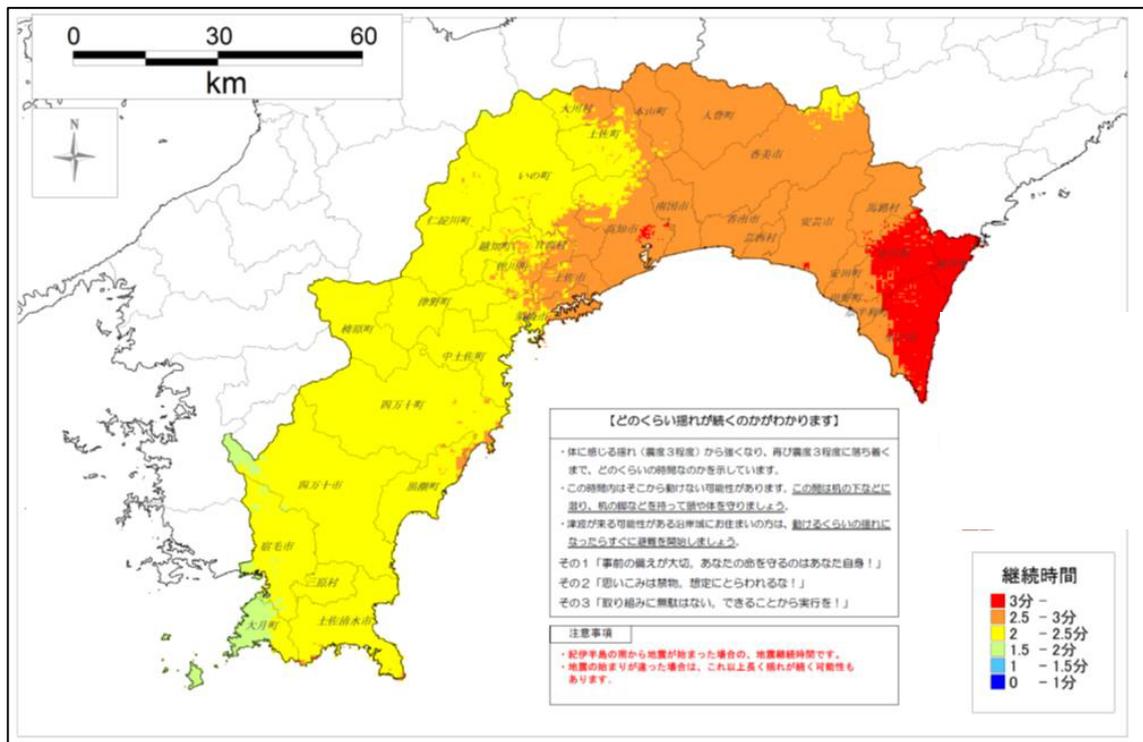
#### ① 地震の想定

地震動の強さは、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(以下「内閣府モデル」という。)で示された。県は、強震断層モデル(M9.0)の4つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度等を推計した。

その結果、求められた震度階級及び地震継続時間の分布は、以下のとおりである。これによれば、町内の最大震度は地区によって6強～7となっている。また、地震の継続時間は2.5～3分又は3分以上であり、非常に激しい揺れが長く続く想定となっている。



震度分布図



地震継続時間分布図

## ② 津波の想定

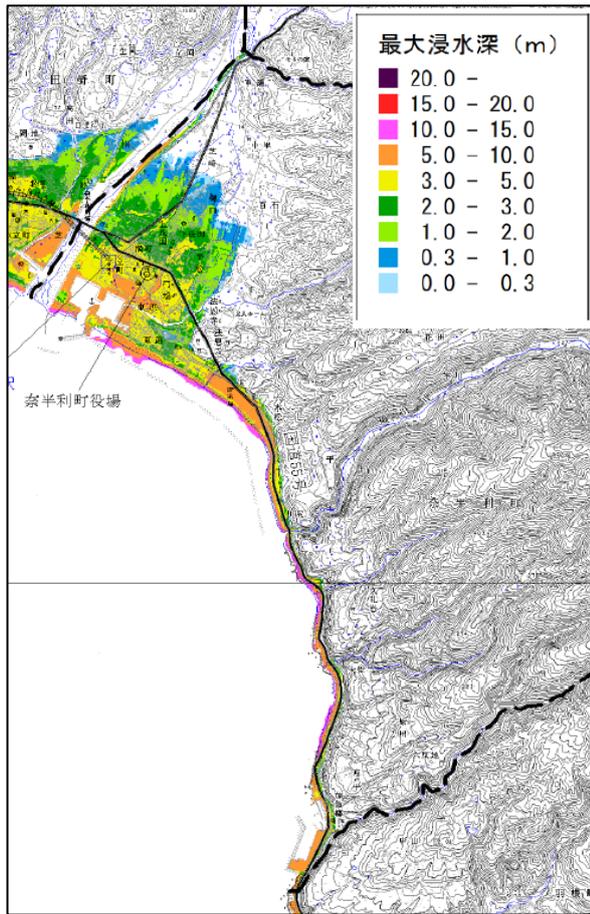
県は、内閣府モデルで示された津波断層モデル (M9.1) 11 ケースのうち、本県の海岸線で最大の津波高が発生する 6 ケースについて、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用いて陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計した。

その結果、求められた津波浸水予測図及び津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm) は、以下のとおりである。これによれば、津波浸水深は沿岸部で 10~15m、町役場付近で 3.0~5.0 m となっている。また、30cm の浸水は町役場付近で地震発生後 10~20 分で起こる想定となっている。

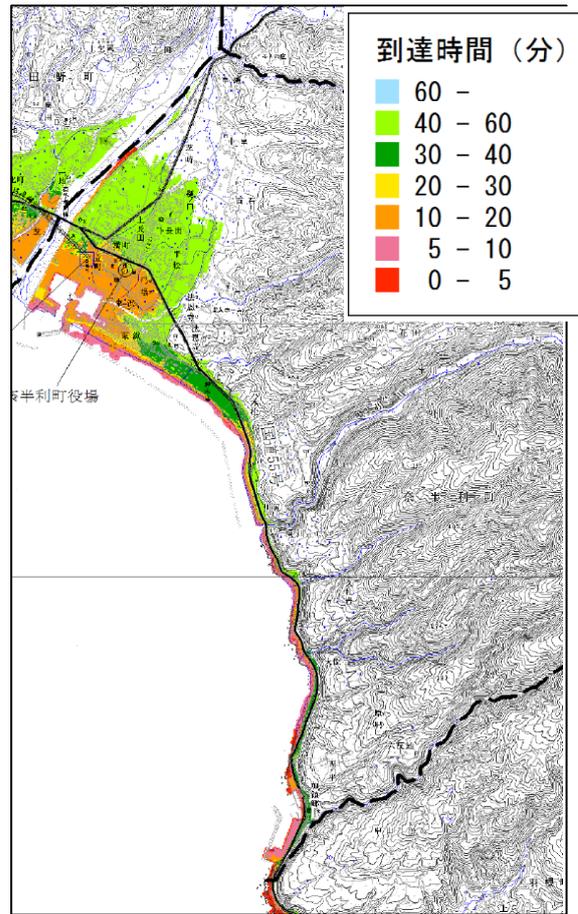
## ○解析条件

津波浸水予測計算に必要となる津波遡上計算の主な解析条件は、次のとおりである。

- ① 津波断層モデル：内閣府モデル (平成 24 年 3 月) における 11 ケースの津波断層モデルのうち、本県の海岸線で最大の津波高が発生するケース 3、4、5、9、10、11 の 6 ケースを設定
- ② 初期潮位：本県沿岸における「朔望平均満潮位 (平成 14 年~23 年の平均値)」に設定  
※朔望平均満潮位：朔 (新月) 及び望 (満月) の日から 5 日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値
- ③ 河川の水位：平水流量による水位または沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位で設定  
※平水流量：1 年を通じて 185 日はこれを下回らない流量
- ④ 地盤高の取扱い：
  - ・海域は地盤の隆起・沈降 (沈下) を考慮
  - ・陸域は、より厳しい条件下で津波避難を検討する必要があることから、隆起は考慮せず、沈降のみを考慮
- ⑤ 各種構造物の取扱い：
  - ・土で築造された堤防は、堤防高を地震前の 25% の高さで設定。また、津波が越流し始めた時点で「なし」と設定
  - ・コンクリート製の堤防は「なし」と設定
  - ・防波堤は「なし」と設定
  - ・水門等は、施設が耐震化され、ゲートが自動降下対策済み、または常時閉鎖の施設は水門が閉まっているものとする。これ以外は開条件としている。



津波浸水予測図



津波浸水予測時間図（浸水深 30cm）

③建物被害の想定

地震動による建物被害は、県において、建物の構造や建築年代、地域の防災力、急斜面地崩壊危険度ランク等を考慮し求めている。また、津波による建物の被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深（津波により浸水する深さ）による被害率から求めている。

全壊・焼失及び半壊棟数

区分	被害の要因					合計	最大被害ケース
	液状化	揺れ	急傾斜	津波	火災		季節・時間
全壊・消 失	0	1700	10	350	40	2100	冬深夜
半壊	0	540	10	430	—	970	冬深夜

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

④人的被害の想定

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ(建物倒壊)によるものが支配的である。また、県において、津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺

れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定している。

死者及び負傷者数

区分	被害の要因						合計	最大被害ケース
	建物 倒壊	うち屋内 収容物移 動・転 倒、 屋内落下 物	津波	急傾斜	火災	ブロック 塀等		季節・時間
死者	110	10	530	*	30	*	660	冬深夜
負傷者	380	100	20	*	*	*	410	冬深夜

※ \*は若干数を表しています。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

## (2) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1地震・津波）

### ① 地震の想定

県は地震動について、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合（M8.4相当）のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。町内の最大震度は6弱である。

### ② 津波の想定

県は津波について、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震クラスの津波のモデルに最新の地形データ等を反映し、10mメッシュ単位で陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計した。これによれば、本町海岸部へ到達する津波は、最大津波高が8m程度と大きく、1m津波で8分程度で到達する。

## 3 海外等の遠隔地で発生した地震による被害

昭和35年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生した。

また、平成22年チリ中部沿岸の地震による津波でも、日本各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約1.3mの津波を観測した。

平成23年東北地方太平洋沖地震による津波は、地震発生当日に日本の各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約2.8mの津波を観測するなどした。

## 第5節 過去の地震

「日本書紀」天武天皇十三年（684）十月十四日の条に、「逮二千人一定大地震。挙、国男女叫唱不、知ニ東西一。則山崩河湧。・・・土佐国田宛五十余万頃、没為、海。」などの記載がある。記録に残るものを拾えば枚挙に遑がなく、昭和21年（1946）12月21日払暁4時すぎ突如として南海の大地震に見舞われた。

この地震は、慶長、宝永、安政の地震につぐ世紀的な大地震で、震源地は高知の東南東約25kmの地点であった。高知市での最大振幅は47mmで、震度は強震、振動の種類は水平動、かつ東南動であった。その被害は、直接地震によるものと、それに伴う津波の影響を受けるもので、海岸地帯の被害が大きく、本町においても土地の隆起により港湾を中心に甚大な被害となった。

【過去の地震一覧】（出典：奈半利町史）

年月	地震名	主な被害
689年（白鳳13年） 10月14日	白鳳の大地震	九州・南海・東海一帯に大被害が発生した。
1605年（慶長9年） 12月16日	慶長の大地震	夜半に大地震が発生し、大津波を伴い奈半利平野は一面に海水が入り、潰家・流出家屋、死者等の大災害があったことが伝承されている。
1707年（宝永4年） 10月4日	宝永の大地震	未の上刻（今の14時ごろ）に発生した。大津波を伴い奈半利では土地が上下に左右に揺れ動き、この大地震によって翌朝までに11回の大津波が来襲し、近辺はもとより立横町・西町にも大波が打ち寄せ、大円寺（小学校付近）をはじめ多くの家屋の流失・潰家されたと伝えられている。
1854年（嘉永7年） 11月5日	嘉永（安政）の大地震 *安政の改元は地震後の11月27日につき、ここでは嘉永の大地震とする。	申の下刻（今の17時ごろ）に発生した。この大地震が起こった11月5日の奈半利は、快晴の天気だったと伝えられるが、午後5時ごろに大震（おおゆれ）が天地を揺さぶり、人々はあわてふためいて山辺の藪地へ避難するが、強震のため歩行も困難であったという。 人家は全く崩壊し、息をつく間もなく大津波が押し寄せ、奈半利平野は海水が浸水する大惨事になった。この地震による藩内の被害は、家屋の被害18,402軒、死者372人等といわれている。
1946年（昭和21年） 12月21日	南海の大地震	太平洋戦争による敗戦、その復興途上の昭和21年12月21日早朝（4時19分）、いわゆる南海大地震が起こり、高知県では未曾有の大災害となっている。 奈半利町ではこの地震の起こる少し前、動物（鶏など）が騒ぐなどの兆候があり、ゴーッと地鳴りがすると同時に揺れ始め、立つことも不可能なほどの揺れ方で、裏山や植林地帯へ避難する人が多かった。夜が明けてみると家屋のほとんどが西方に傾き、八幡宮の鳥居は倒れ、県交通バス車庫は倒壊し、また奈半利川河口海岸付近の砂地では、陥没した箇所（陥没の大きいもので径1m）から泥水が噴出していた。県下的には津波被害も多かったが、本町では津波の被害や火災の出火がなかったのは不幸中の幸いであっ

		た。
--	--	----

## 第6節 計画の修正及び周知徹底

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、奈半利町防災会議が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、本計画は、町職員・関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置する。

## 第7節 防災組織の整備

### 1 奈半利町防災会議

災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、奈半利町防災会議を設置し、その所掌事務を次のとおり定める。

- ① 奈半利町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ② 町長の諮問に応じて、町域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- ④ 町域に係る災害が発生した場合において、災害復旧に関し、町及び防災関係機関の連絡調整を図ること
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### 2 防災関係機関の防災に関する組織の整備

町域に係る防災に関係ある機関は、本計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するものとする。

### 3 防災関係機関相互の連携

防災施策の総合性から、防災に関係ある機関と相互に積極的な連絡、協調を図るものとする。

### 4 防災体制の確立

防災対策は、防災関係機関の個々又は相互の協力だけではその効果を十分に発揮できるものではなく、特に災害応急対策及び災害復旧の実施にあたっては、協力団体の特徴、性格に応じた協力体制の確立に努める。

## 第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関の責務

#### (1) 町の責務

町は、防災活動の基本的役割をなす地方公共団体として、本計画を作成し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため関係機関等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、本計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、本計画に、地区防災計画を定める。

#### (2) 県の責務

県は、法令及び県計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

被災により町が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を町に代わって行う。

また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共的団体及び石油等危険物保管施設、一時避難場所として適当な空間を有する施設等の防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

## 2 処理すべき事務及び業務の大綱

## (1) 地方公共団体

機関名	処理すべき事務及び業務
町 (消防含む)	(1) 奈半利町地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成、その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の勧告又は指示及び指定避難場所の開設 (9) 消防、水防その他応急措置 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の保健衛生及び応急教育 (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 (15) 災害復旧・復興の実施
県 (警察含む)	(1) 高知県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 市町村が実施すべき避難の勧告及び指定避難所の開設の代行 (9) 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施

## (2) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務及び業務
四国管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (4) 警察通信の確保及び統制 (5) 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ①災害関係の融資 ②預貯金の払戻及び中途解約 ③手形交換、休日営業等の配慮 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付け (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	(1) 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の災害状況の把握 (5) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
四国森林管理局	(1) 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整
四国経済産業局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	(1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策

四国運輸局 高知運輸支局	(1) 災害時における自動車による輸送のあつせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あつせん
大阪航空局高知空港事務所	(1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 (2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上保安部	(1) 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 (6) 海上における流出油事故に関する防除措置 (7) 船舶交通の制限、禁止及び整理、指導 (8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限、禁止及び荷役の中止 (9) 海上治安の維持 (10) 海上における特異事象の調査
高知地方気象台	(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 (5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置

	(9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 (7) 港湾、海岸、空港の災害応急対策 (8) 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び流出油の防除 (9) 災害関連情報の伝達及び提供 (10) 災害ポテンシャル情報等に関する普及及び啓発活動 (11) 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

### (3) 自衛隊

(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力 (3) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与
---

### (4) 指定公共機関

西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通信の調整及び気象予警報の伝達
(株)NTTコム四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 逡信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請

	(9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行	(1) 非常金融措置の実施 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施
日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 遺体の処理及び助産 (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (5) 被災者に対する救援物資の配布 (6) 義援金の募集受付 (7) 防災ボランティアの登録及び育成 (8) 防災ボランティアの活動調整 (9) 各種ボランティアの調整、派遣
日本放送協会	(1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の調整、派遣 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
四国旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救援物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株)	(1) 電力施設保全、保安 (2) 電力の供給
KDDI(株) 高松テクニカルセンター	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保

## (5) 指定地方公共機関

(一社)高知LPガス協会	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動に関すること。 (3) 住民に対する防災知識の普及に関すること。 (4) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (5) 生活情報、安否情報の提供に関すること。
土佐くろしお鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
高知東部交通(株)	(1) 災害時における軌道または旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力

(一社)高知県医師会	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(一社)高知県建設業協会	(1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(一社)高知県消防協会	(1) 防災及び防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養、訓練及び育成 (3) 要配慮者等の避難支援への協力
(公社)高知県看護協会	(1) 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公福)高知県社会福祉協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 (2) 災害時における福祉施設の人材確保への協力 (3) 災害時におけるボランティア活動 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
(株)高知新聞社	(1) 住民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 災害時における生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社)高知県薬剤師会	(1) 災害時における薬剤師の派遣 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した医療救護活動

## (6) 警察署

安芸警察署	(1) 大規模災害における治安、広報、救出、救護、避難の指示及び誘導 (2) 警察通信施設の維持管理
-------	---

## (7) 公共的団体及び防災上重要施設等の管理者

高知県漁業協同組合	(1) 潮位観測、発表及び伝達 (2) 有線・無線通信施設の保全及び維持管理 (3) 災害時における港内船艇の避難に対する指導 (4) 災害時における水防用資材等の需給 (5) 漁業関係の被害調査及び復旧融資の対策
奈半利町漁業協同組合	(1) 潮位観測、発表及び伝達 (2) 有線・無線通信施設の保全及び維持管理 (3) 災害時における港内船艇の避難に対する指導 (4) 災害時における水防用資材等の需給 (5) 漁業関係の被害調査及び復旧融資の対策
土佐あき農業協同組合	(1) 災害時における応急食料の緊急需給 (2) 農業用関係の被害調査及び復旧融資等の対策 (3) 災害に備えた農作物等に対する肥培管理の指導 (4) 水田用水路及び農道等に関する災害復旧、改良工事並びに維持管理保全
奈半利町社会福祉協議会	(1) 地域における災害時要援護者の把握等への協力 (2) 町が行う避難及び応急対策への協力 (3) 防災ボランティアの活動調整等への協力
中芸商工会	(1) 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力 (2) 災害時における物価安定について協力 (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
安芸建設協会	(1) 道路・橋梁の災害復旧体制検討への協力 (2) 救出活動等における重機、車両の協力 (3) 道路・橋梁等の災害復旧への協力 (4) 応急仮設住宅の建設等への協力
災害救急医療体制 安芸支部	災害時における救急医療活動
その他重要な施設の 管理者	(1) 災害予防体制の整備 (2) 災害時における応急対策の協力

## 第9節 住民、事業者の責務

### 1 住民の責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常より地震及び津波災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに迅速な避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力など、防災関係機関が行う防災活動の推進に努める。

### 2 事業者の責務

事業者は、災害時に果す役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

#### 【災害時に果す役割】

- ① 従業員や利用者の安全確保
- ② 二次災害の防止
- ③ 事業の継続
- ④ 地域への貢献及び地域との共生

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 地震及び津波災害に強いまちづくり

#### 1 基本的な考え方

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や一時避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進する。

また、発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、住民等の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

#### 2 地震及び津波災害に強いまちづくり

##### (1) 地震及び津波に強い市街地の形成

- ① まちの形成においては、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。
- ② 津波からの迅速かつ確実な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- ③ 津波により特に甚大な被害が生じるおそれがある地域の公共施設、住居等について津波の危険を事前に回避するため、計画的に安全な場所へ移転する等、対策の推進に努める。
- ④ 庁舎、消防署、警察署等、災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期するものとする。

##### (2) 建築物の安全確保

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。また、個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。

##### (3) ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

電気、ガス、電話等の各ライフライン事業者は、地震及び津波に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築し、地震及び津波に対する機能の確保に努める。また、町は各種のライフラインが寸断される不測の事態へ供えるため、水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進する。

##### (4) 交通及び通信施設の機能強化

道路、鉄道、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等については、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努める。

### 3 防災知識を深めるための取り組み

【実施担当：総務課・住民福祉課・教育委員会】

#### (1) 町職員に対する教育

職員は、日常の行政事務を通じ、積極的に防災対策を推進し、同時に災害時における適正な判断力の養成、防災に必要な技能の取得を研修や手引き書などによって図る。

#### (2) 住民に対する防災知識の普及

住民に対しては、自主防災組織の育成を図ると共に、地震発生時において、住民が的確な判断に基づいて行動できるよう、地震の正しい知識や安全対策及び防災知識の普及を講演会や広報資料の配布などによって図る。

#### (3) 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は自ら災害教訓の伝承に努める。

#### (4) 防災に関する広報及び啓発の実施

- ① 自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。特に、東日本大震災以降、南海トラフ地震に対する住民の意識が高まっていることから、防災意識の向上に結びつく広報を実施する。
- ② 地震発生時に住民自らが安全を確保し、津波から迅速に避難することができるように、家庭や事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施する。
- ③ 住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取る等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を実施する。

#### (5) 危険物を有する施設などにおける防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

#### (6) 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

### 4 実践的な防災訓練の実施（一般対策編第2章第2節の4を参照）

防災関係機関は、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や地震の発生時間等を考慮し、実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び住民と協力して、少なくとも年1回以上実施する。

また、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき南海トラフ地震防災対策計画（第5章参照）を策定した事業者は、津波避難訓練を年1回以上実施するよう努める。

訓練後には、地域防災計画や津波避難計画、各種対策計画の点検や評価を行うとともに、必

要に応じて計画の見直し等を行う。

**(1) 初動体制の確立訓練の実施**

災害発生時の各種被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

**(2) 現地訓練の実施**

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現地訓練を実施する。

**(3) 情報収集・伝達等に関する訓練の実施**

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

**(4) 図上訓練の実施**

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。

**(5) 要配慮者等へ配慮した訓練**

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮するよう努める。

**5 自主的な防災活動への支援（一般対策編第2章第2節の3を参照）**

南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れに続き津波が沿岸部を襲う。生命を守るためには、住民が自ら身を守る行動をするとともに、地域での支え合いや助け合いが重要となる。そのため、地域での自主的な防災活動への支援を行う。

**6 自発的な支援を受けるための環境整備（一般対策編第2章第2節の7を参照）**

大規模災害時には、ボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなるため、こうした支援がスムーズに行われるための環境整備を進める。

**7 情報の収集及び伝達体制（一般対策編第2章第4節の2を参照）**

地震発生時には、正確な情報を迅速に住民に伝えるとともに、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を行えるよう、平常時から情報の収集、伝達体制の確立や施設の整備に努める。

## 第2節 予防対策の推進

### 1 火災予防対策（一般対策編第5章第1節参照）

地域や職場における消火及び避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。また、予防査察の強化、建築物の不燃化の促進、及び地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように消防力の強化を図る。

### 2 津波災害予防対策

津波から生命を守るため、津波避難計画づくりやこれに基づく避難経路、一時避難場所の整備といった「逃げる」ための対策を進める。また、発生頻度の高い一定程度の津波については「防ぎ」、最大クラスの津波に対しては「避難時間を稼ぐ」ための対策を進める。

#### （1）奈半利町津波避難計画

高知県津波避難計画策定指針（津波からの避難方法の選択に係るガイドライン）や津波浸水予測などに基づき、具体的な津波避難計画を平成25年3月に作成している。

#### （2）自主防災組織単位の地区津波避難計画

奈半利町津波避難計画や津波ハザードマップなどを参考に、自主防災組織が、地区ごとのより詳細な津波からの避難方法等を定めた地区津波避難計画を作成できるよう支援を行う。

なお、奈半利町津波避難計画では、本町の地形分布をもとに、次の2つの地区に分けて津波避難計画を考えている。

- ① 奈半利港周辺地区・・・比較的平坦な地区
- ② 須川地区周辺及び加領郷地区・・・背後にすぐに山が迫っている地区

#### （3）事業者の津波避難計画

南海トラフ地震対策特別措置法の規定により、推進地域に指定された地域内の医療機関等、不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成する。

#### （4）消防機関等の活動

住民の津波からの円滑な避難の確保等のために消防機関及び水防団が講ずる措置について、以下の事項を重点としてその対策を定める。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ④ 津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立
- ⑤ 緊急消防援助隊等応援部隊の活動拠点の確保

#### (5) 交通対策

##### ① 道路

道路管理者は、津波のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知を図る。

##### ② 海上

港湾管理者は、海上交通の安全を確保するために、必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じる。

### 3 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの地震及び津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取り扱いの安全性の向上を図る。

#### (1) 講習会、研修会等の実施

関係団体と協力して講習会、研修会等を実施する。

#### (2) 防災訓練の実施

施設管理者、町、消防機関等が連携し、防災訓練を実施する。

#### (3) 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設等、地震及び津波災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

### 4 建築物等災害予防対策

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図る。

#### (1) 個人住宅・建築物等の耐震性の向上

- ① 個人住宅の耐震診断及び耐震改修を支援する。
- ② 耐震改修促進法で対象となる建築物の耐震化を計画的に進める。

#### (2) 家具等の転倒防止、外装タイル等の落下やブロック塀等の倒壊防止

- ① 地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図る。
- ② 建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等の防止対策について普及啓発を図る。

#### (3) 文化財の耐震対策

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努める。

#### (4) 各種災害の保険の加入促進

地震や津波等の各種災害により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して各種災害の保険に関する情報提供を行う。

## 5 地盤災害等予防対策

地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに既存の予防対策を危険度に応じて実施する。

### (1) 急傾斜地崩壊対策

地震による崩落等の危険がある崖地の把握に努め、住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図る。

### (2) ため池崩壊対策

ため池について、毎年点検して安全確保に努める。

## 6 公共土木施設等の災害予防対策

### (1) 公共土木施設等の対策

#### ① 道路施設対策

道路管理者は、津波から避難するための道路、橋梁の安全性及び応急対策上重要な道路、橋梁の安全性の確保を図る。

#### ② 鉄道施設対策

鉄道事業者は、地震に対する安全性の確保を図り、津波に対する安全性の確保及び一指定緊急避難場所としての活用を図る。

### (2) ライフライン等の対策

地震及び津波に対する機能維持を図り、さらに、応急復旧体制の整備を図る。(一般対策編第2章第1節の6を参照)

特に、以下の事項に留意するとともに、人命に関わる病院等の重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

#### ① 簡易水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

#### ② 電力

災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施する。また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。四国電力(株)が上記以外に行う措置は、別に定めるものとする。

#### ③ ガス

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。(一社)高知県LPガス協会が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

#### ④ 通信

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の

対策を実施する。西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ四国及びKDDI(株)が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

⑤ 放送

津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ア) 日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

イ) (株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

(3) 町が管理等行う施設等の災害対応力の強化

① 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね以下のとおりとする。

【各施設に共通する事項】

- ・ 津波警報等の入場者等への伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防用設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

【個別事項】

- ・ 学校等にあつては、津波からの避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等に対する措置
- ・ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、上記①に掲げる措置をとるほか、災害対策本部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとる。

- ・ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・ 無線通信機等通信手段の確保
- ・ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

③ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

7 緊急輸送活動対策（一般対策編第2章第5節の3を参照）

緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図る。

## 8 避難対策

地震発生後の火災や津波、さらには二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進めるとともに、避難経路や一時避難場所の位置及び指定緊急避難場所と指定避難所の違いなどについて、広報紙や防災マップなどにより、周知徹底に努める。

【実施担当：地域振興課・地方創生課・住民福祉課】

### (1) 一時的な避難

- ① 避難経路、避難場所の整備とともに標識等及び誘導灯を整備する。
- ② 津波からの避難については、徒歩、自転車、バイクによることを原則とし、周知を図る。
- ③ 保育所、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断などについて、あらかじめルールを定めるよう促す。
- ④ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設との連絡及び連携体制の構築に努める。

### (2) 長期的な避難

- ① 一定期間の避難生活ができる指定避難所の確保に努める。
- ② 一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
- ③ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- ④ 指定避難所の耐震化、必要な物資や資機材の整備等を図る。
- ⑤ 要配慮者や男女のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材の整備を図る。
- ⑥ 住民に対し、あらかじめ指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

### (3) 広域避難

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### (4) 応急仮設住宅等

- ① 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び供給体制を整備する。
- ② 災害に対する安全性に配慮し、応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に努める。
- ③ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- ④ 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努める。

## 9 防災活動体制の整備

初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図る。

**(1) 初動体制の整備**

参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図り、実践的な初動体制確立の訓練を実施する。

**(2) 防災関係機関相互の連携体制の整備**

地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日ごろから連携した取り組みを実施する。

**(3) 広域的な応援体制の整備**

人的な応援・受援体制の整備とともに、備蓄する食料や資機材などの広域的な調達体制を整備する。

**(4) 民間事業者との連携体制の整備**

民間事業者と協定締結等を進め、支援物資の管理や輸送等の協力体制を構築し、迅速な災害応急対策が行えるように努める。

**10 複合災害への備え**

同時又は連続して2以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（例えば、地震及び津波に加え、豪雨災害等が発生した場合など）が発生した場合を想定した体制の確保に努める。

**11 地域への救援対策**

- (1) 防災倉庫、物資の備蓄と地域における備蓄の充実（一般対策編第2章第5節の4を参照）
- (2) 飲料水、食料等の確保（一般対策編第2章第5節の4を参照）
- (3) 消毒、保健衛生体制（一般対策編第2章第5節の5を参照）
- (4) 災害廃棄物の発生への対応（一般対策編第2章第5節の5を参照）
- (5) 災害時医療対策（一般対策編第2章第5節の2を参照）

**12 要配慮者への対策等（一般対策編第2章第2節の5を参照）**

地震及び津波発生時に身を守るために配慮が必要な方々への対策を進める。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者や避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

**13 各種データの整備保存**

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 活動体制の確立

#### 1 初動体制の確立（一般対策編第3章第1節の1を参照）

本町に所属する職員は、配備基準に基づく指令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。特に時間外については、司令を待つことなく、あらゆる手段をつくして庁舎に参集しなければならない。

(町職員の対応)

- ① 勤務時間内における配備については、直ちに平常業務を中止し、配備指令に基づいて非常体制をとる。上司の指示に注意し、その場の状況にあった適切な行動に努める。
- ② 勤務時間外においては、ラジオ・テレビの情報に十分注意すると共に、自ら進んで積極的な行動、自発的な参集に努める。
- ③ 震度4以上と思われる大地震を感じたとき、又は沿岸に津波警報が発表されたときは、動員命令を待つことなく、直ちに参集しなければならない。

#### 2 奈半利町災害対策本部の設置

##### (1) 災害対策本部の基本的考え方

地震及び津波による被害は、広範囲で同時に発生するため、町内の被害情報を収集し、その結果をもとに判断し、奈半利町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置しては、対応が遅れる可能性がある。

したがって、災害の発生が確実と考えられる震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、自動的に災害対策本部を設置し、定められた初動活動を実施する。

##### (2) 災害対策本部の自動設置

- ・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき

##### (3) 災害対策本部の判断設置

- ・町内に震度4以上の地震が発生したとき
- ・大阪管区気象台が「高知県津波・大津波」の津波警報を発表したとき

#### ① 災害対策本部の設置及び解散の決定者

災害対策本部の設置及び解散は、町長（本部長）が決定する。

#### ② 町長（本部長）の代行

町長が不在、又は連絡不能の場合には、①副町長、②消防団長が代行する。

#### ③ 災害対策本部設置の決定

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長がその必要を認めるときに設置する。

## ④ 災害対策本部の解散

災害のおそれが消滅し、又は災害応急対策が完了したと町長が認めるときに解散する。

## ⑤ 設置、組織、運営及び所掌事務等

災害対策本部の設置、組織、運営および所掌事務は、「奈半利町災害対策本部条例」で定めるところによる。

## (4) 職員配備基準

本町に所属する職員は、あらかじめ定められた部署において班長の指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。特に、時間外については、「動員時の配備基準」に基づいて参集しなければならない。

## (動員時の配備基準)

区 分	発令の時期	動員体制
	地震・津波時	
第1配備 (警戒体制)	※大阪管区气象台(気象庁の発表もある)が「高知県津波注意」の津波注意報を発表したとき	総務課
第2配備 (非常体制)	※町内に震度4以上の地震が発生したとき ※大阪管区气象台が「高知県津波・大津波」の津波警報を発表したとき。	災害対策本部長、副本部長、各班長(課長以上の職員)及び災害関係部署の職員(総務課・地域振興課・地方創生課)
第3配備 (緊急非常体制)	※町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ※大阪管区气象台が「高知県津波・大津波」の大津波警報を発表したとき。	役場全職員 水防団員・消防団員全員

## (5) 動員要領

災害対策本部開設前には町長、開設後には本部長の命令により動員を行う。

## ① 平常執行時の動員

動員の命令があった場合には、総務課長が関係班長と協議を行い、配備基準に従って体制をとると共に、待機職員の範囲、人員などの調整を行う。

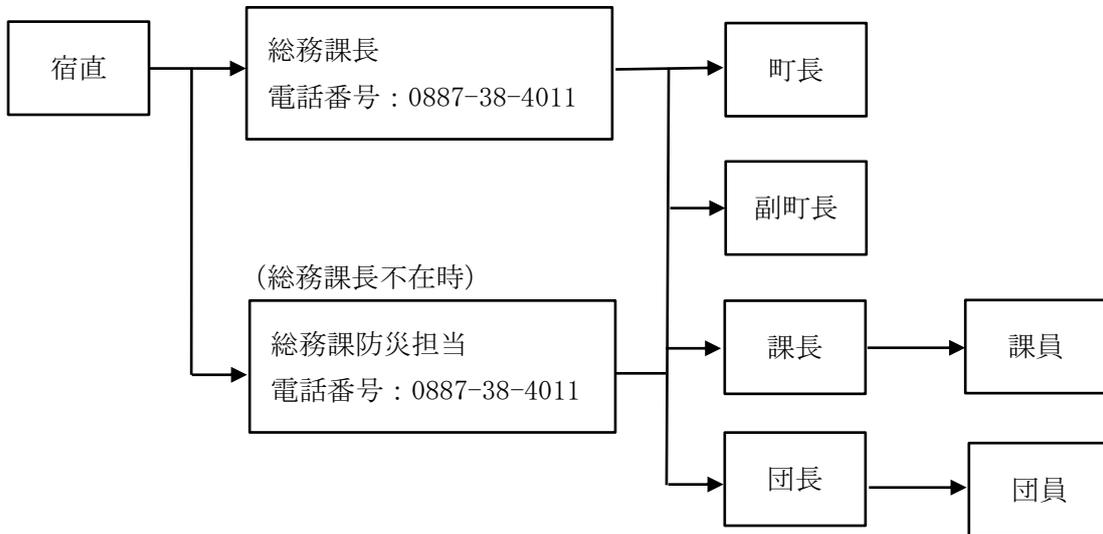
## ② 退庁後または休日の動員

- ・警備員は、災害の発生に関する情報を、関係機関もしくは住民などから、通報を受けた時は、直ちに総務課の防災担当者に連絡をとる。
- ・総務課長が不在の場合は総務課の職員に連絡をとる。
- ・職員は配備基準に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた部署において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。特に時間外については、動員命令を待つことなくあらかじめ指定された場所へあらゆる手投をもって、参集しなければならない。

ない。

③ 動員状況の報告

- ・各班長は班員の動員状況を把握し、事務局に報告する。



勤務時間外の動員

(6) 奈半利町災害対策本部

【本部組織表】

本部長	町長	
副本部長	副町長・消防団長	
出納班長	会計管理者	出納室員
総務班長	総務課長 議会事務局長	総務課員 議会事務局員
民生班長	住民福祉課長 愛光園長 介護公社事務局長	住民福祉課員 保健センター職員 福祉センター職員 クリーンセンター職員 給食センター職員
広報班長	総務課長	総務課員
建設班長	地域振興課長 地方創生課長	地域振興課員 地方創生課員
教育班長	教育長	教育委員会職員 認定こども園職員
水防班・消防班長	消防副団長	水防団員、消防団員
事務局長	総務課長	総務課員

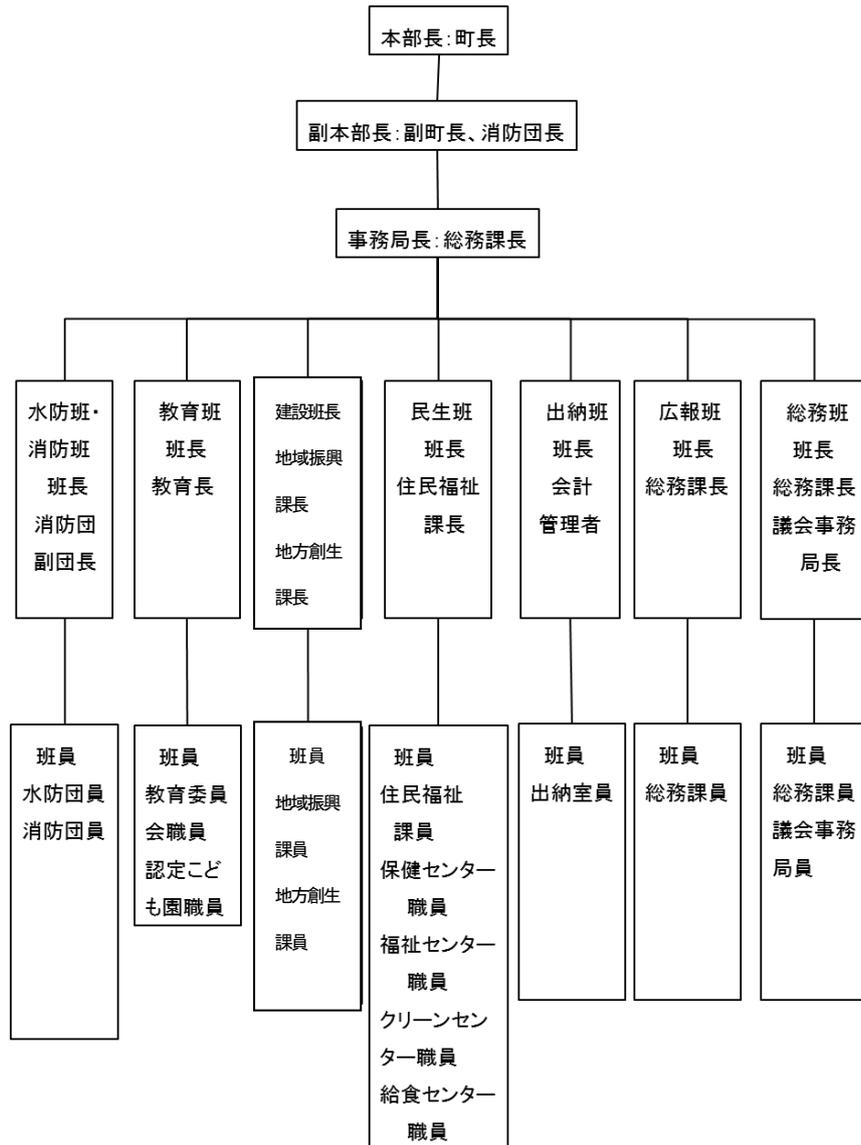
【部及び班の所掌事務】

班名	所掌事務
出納班	災害関係経費の支出 義援金の受付・配分

総務班	災害関係予算の編成 災害救助法の適用申請 諸願、諸届けの収発 公用令書の発行 災害見舞者、視察者の応接 被害損害額の総括と報告
民生班	住宅・事業所の建物被害調査 公共建築物の被害調査と災害対策 町営住宅の被害調査と災害対策 り災者・罹災の状況調査 り災証明の発行 ----- 避難所の開設 避難所の管理運営 救助物資の調達・配給 ----- り災者、救助活動者に対する炊き出し 避難所の食料確保 ----- ボランティア活動の支援 日赤奉仕団、その他団体との連絡調整 災害見舞金・弔慰金の配給 義援・救援物資の受付・配分 災害救護資金の貸付 災害救助法に基づく救助（収容施設の供与、生活必需品の給与など）の総括調査 ----- 遺体の収容・火葬 ----- 医療救護活動の総合調整 医師会、医療機関との連絡調整 薬剤師会、薬業協会との連絡調整 医薬品、衛生材料等の調達・配分 疾病者の収容、看護 り災者の衛生・健康状態の調査 ----- 被災地の清掃・消毒 被災地のし尿処理
広報班	災害住宅の相談 災害関係の広報 災害記録の作成 災害に伴う税の減免
建設班	農地及び農業用施設の被害調査と復旧対策 農作物・農畜産物の被害調査と災害対策 林業・水産施設の被害調査と災害対策 り災農林水産業者への災害融資 商工業の被害調査 ----- 応急の給水対策 水道施設の被害調査と応急復旧 ----- 土木施設の被害調査と復旧対策 障害物の除去と道路の確保 災害対策用資材・機材の確保 建設業者への応援要請 災害危険箇所のパトロールと応急対策

	交通規制などの交通対策 応急仮設住宅の建設 被災建築物・応急危険度判定対策
教育班	認定こども園・学校施設の被害調査と災害対策 児童生徒の避難対策 り災児童生徒の救護と授業 災害救助法に基づく学用品の給与 文教関係義援金の配分
水防班・消防班	人命救助 被災地での捜索、復旧活動 消防活動
事務局	災害対策本部の運営 各班に対する指示・命令伝達等総合調整 災害情報の収集・伝達 県及び関係機関との連絡調整 自衛隊の災害派遣の要請 報道機関への情報提供、連絡調整 その他災害対策全般

【奈半利町災害対策本部の組織及び編成】



## 第2節 気象情報等の伝達

## 1 地震及び津波情報

## (1) 地震情報の種類と内容

## ① 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

## ② 緊急地震速報

地震の発生直後に震源に近い地震計がとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置付けられる。

## ア) 緊急地震速報（警報）の発表条件□発表内容□区域名称

発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱以上が予想された場合の震度4以上が予想される地域を発表
発表内容	地震□発生時刻□震央地名□震源□震度4以上が予想される地域名
区域の名称	地域単位：高知県東部□高知県中部□高知県西部□県単位：高知□地方単位：四国

## イ) 地震動警報、地震動予報

緊急地震速報は気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置付けられており、この地震動に関する警報及び予報については「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

## 地震動警報及び地震動予報□発表区分と名称

気象区分	地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたとき、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害の発生のおそれがある旨を警告して発表
	地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と推定されたときに発表
名称	地震動警報	緊急地震速報（警報）、又は緊急地震速報
	地震動予報	緊急地震速報（予報）、

## (2) 津波に関する情報

## ① 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		避難勧告・指示の基準
			数値での発表	巨大地震の場合発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	避難指示の発令
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3mの場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	避難指示の発令

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m<高さ≤ 1 m	1 m	(標記なし)	避難指示の発令
-------	---	-----------------	-----	--------	---------

※ 高知県沿岸の全域が一つの予報区で予報区名は「高知県」

※ 「津波高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※ 高いところで3 mを超える津波が予想される場合は、大津波警報を特別警報に位置付ける。

※ 津波注意報の発表時は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

## ② 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現 で発表 〔発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（※）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※ 高知県内の津波観測点は、室戸市室戸岬、高知、土佐清水、須崎港

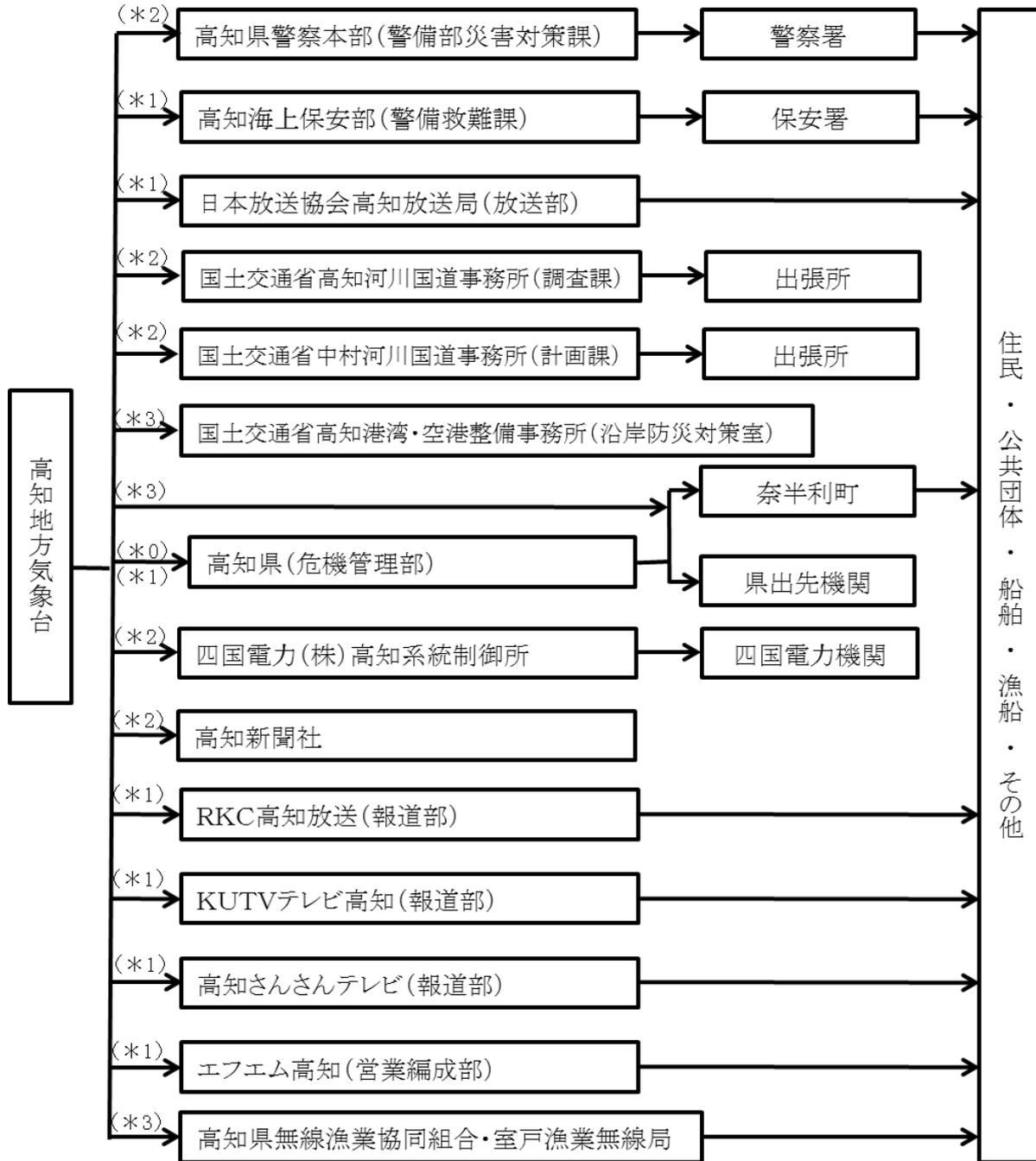
## ③ 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配がなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際して十分な留意が必要である旨を発表

## 2 伝達系統

### (1) 地震及び津波に関する情報の伝達系統

気象庁から発表される地震及び津波に関する情報は、以下のルートで伝達される。



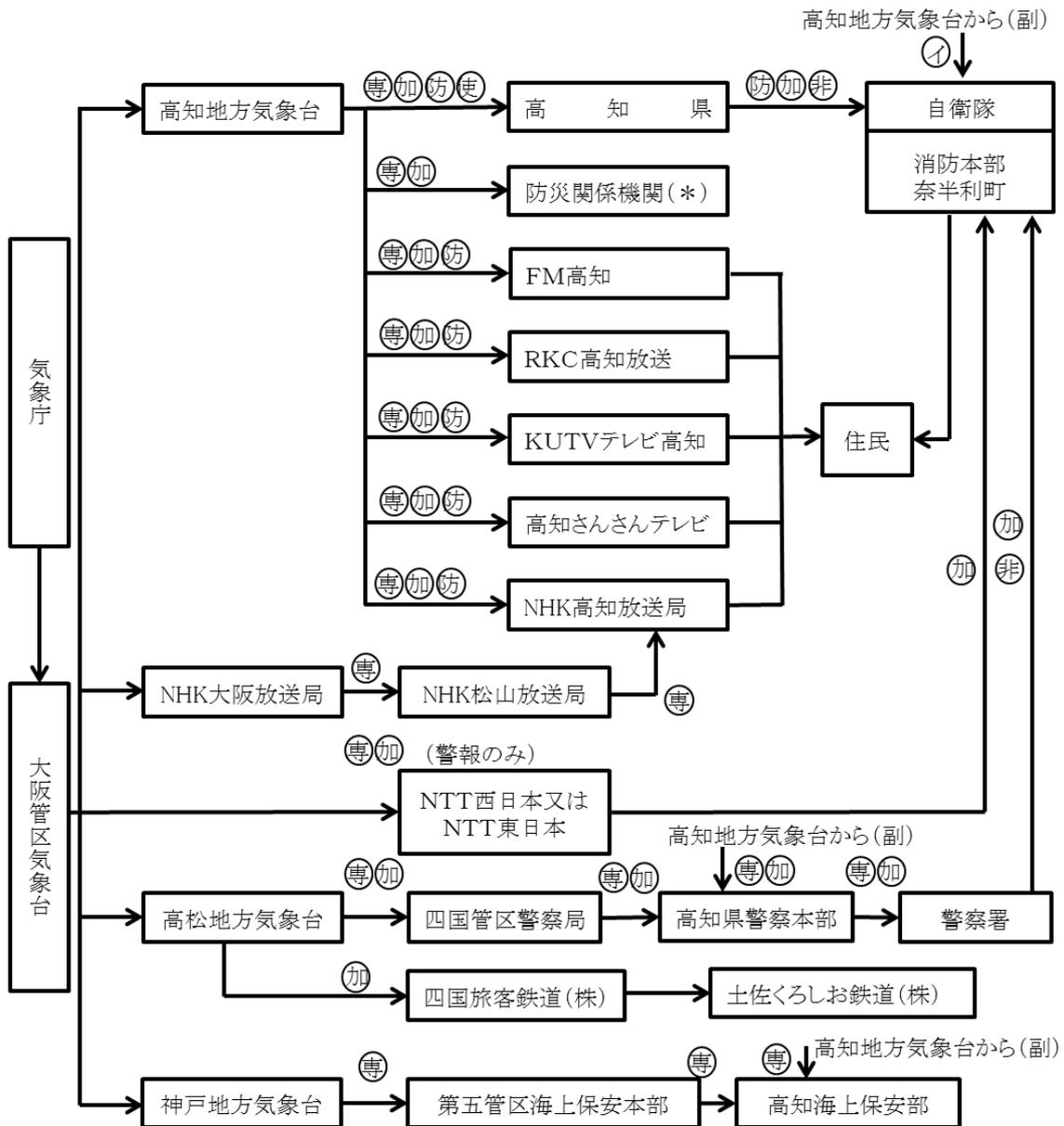
\*0: 専用線アデス、加入電話FAX

\*1: 専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX、防災行政無線

\*2: 専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX

\*3: インターネット防災情報提供システム

(2) 津波警報等の伝達系統



\* 防災関係機関：国土交通省高知河川国道事務所 (使)、国土交通省中村河川国道事務所  
 国土交通省高知港湾・空港整備事務所 (イ)に限る、四国電力(株)高知系統制御所  
 高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局 (イ)(加)(防)に限る

(加)：加入電話(FAXを含む) (防)：防災行政無線 (使)：不通時使走する  
 (専)：専用線(気象台からの防災情報提供システムを含む) (非)：非常無線  
 (イ)：気象台からのインターネット防災情報提供システム

### 第3節 情報の収集及び伝達

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定される。そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、収集する情報の範囲を広げるとともに精度を高めることとする。収集した情報は、関係者への報告及び公表により、共有化を図る。

【実施責任者：事務局・各班】

- ① 必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- ② 自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を、順次、県に報告する。
- ③ 応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。
- ④ 町域内で震度4以上を記録した場合は、被害状況の第1報を県に対して、震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

### 第4節 通信連絡（一般災害対策編第3章第4節を参照）

地震発生後、通信施設の管理者は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととする。さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

### 第5節 応援要請（一般災害対策編第3章第5節を参照）

自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、他の機関に速やかに応援の要請を実施する。また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心懸ける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を締結し、常に内容の検証を行う。

### 第6節 広報活動（一般対策編第3章第6節を参照）

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を県総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

特に、被災者に対しては、こうした情報をきめ細かく伝達する。

## 第7節 避難活動等（一般対策編第3章第8節を参照）

地震発生後の火災から逃れるためや、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行う。

【指定避難所（収容避難所）一覧】

避難場所	電 話	建物構造	床面積	収容人員	備考
奈半利認定こども園	38-7955	鉄筋コンクリート	615	200	
加領郷小学校	38-4951	〃	297	90	
加領郷漁民センター	38-6776	〃	235	70	
車瀬いこいの家	-	木 造	30	10	
中里集会所	-	〃	26	5	
百石集会所	-	〃	56	15	
樋ノ口いこいの家	-	〃	30	10	
下長田集会所	-	〃	29	5	
平松集会所	-	〃	42	10	
法恩寺集会所	-	〃	30	10	
第一集会所	-	〃	45	15	
平集会所	-	〃	23	5	
宇川集会所	-	〃	24	5	
須川集会所	-	〃	18	5	
久礼岩地区集会所	-	〃	19	5	
大原西ノ平生活改善センター	-	鉄 骨 造	40	10	
生活体験学校	38-3333	木 造	77	25	
消防団第3分団屯所	38-3717	〃	40	10	
みんなのおうち	38-7337	木 造	70	20	
ホテルなはり	38-5111	鉄 骨 造	243	80	
奈半利町防災センター	38-8130	鉄筋コンクリート	157	50	

## 【指定緊急避難場所（一時避難場所）一覧】

名 称	避難対象地区名
奈半利小学校	立町、横町
奈半利中学校	横町、港町
奈半利町民会館	立町
奈半利駅	立町、港町
1号避難タワー	東浜
2号避難タワー	立町、東町
3号避難タワー	東町、下長田
4号避難タワー	横町
5号避難タワー	上長田、下長田、横町
6号避難タワー	上長田、下長田、横町
横町団地	横町
横町第2団地	横町
天神北団地1号棟	東浜、立町
シディカ岡	平松
野根山街道登り口	東町
麓桜の広場	百石
多気ヶ丘公園	桶ノ口、上長田、下長田
八幡様	東浜、宮ノ岡、法恩寺
六本松高台	六本松
須川集会所	須川
加領郷小学校	加領郷
愛光園周辺	生木、平松、弓場、法恩寺、東浜、宮ノ岡
福祉センター	立町、弓場

## 第8節 災害拡大防止活動（一般災害対策編第3章第9節を参照）

地震及び津波発生後、被害の拡大を防止するため、海面監視等を含む活動を緊急に実施する。また、漂流物による被害を軽減するため、港湾・漁港の設備・資機材の固定の必要性を周知を図る。

## 第9節 緊急輸送活動（一般災害対策編第3章第10節を参照）

地震及び津波発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

## 第10節 交通確保対策（一般災害対策編第3章第11節を参照）

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行う。

## 第11節 警戒活動（一般災害対策編第3章第7節を参照）

警察は、地震及び津波発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。

## 第12節 地域への救援活動（一般災害対策編第3章第12節～19節を参照）

- (1) 障害物除去
- (2) 飲料水、食料、生活関連物資の供給
- (3) 医療救護活動
- (4) 消毒、保健生成活動
- (5) 災害廃棄物処理
- (6) 遺体の検案等
- (7) 犬、猫、特定動物等の保護及び管理
- (8) 建築物・住宅応急対策

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置する。

必要に応じて、他の市町村及び県に応援を要請する。

## 第13節 ライフライン施設の応急対策（一般対策編第3章第20節を参照）

電気、ガス、電話、上下水道、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

## 第14節 教育対策（一般災害対策編第3章第21節を参照）

地震及び津波発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施する。

## 第15節 文化財保護対策（一般災害対策編第3章第22節を参照）

地震及び津波発生後に文化財の被害を最小化するために必要な措置を講じる。

## 第16節 労務の提供（一般災害対策編第3章第23節を参照）

応急対策のための人員の確保を行う。

**第17節 要配慮者への配慮（一般災害対策編第3章第24節を参照）**

要配慮者への配慮・支援について、必要な措置を講じる。

**第18節 災害応急金融対策（一般災害対策編第3章第25節を参照）**

金融機関等が密接な連携を取りながら、円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

**第19節 災害応急融資（一般災害対策編第3章第26節を参照）**

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

**第20節 二次災害の防止（一般災害対策編第3章第27節を参照）**

余震や降雨等による二次災害の防災活動を実施する。

**第21節 自発的支援の受け入れ（一般災害対策編第3章第28節を参照）**

ボランティアや義援金等の自発的な支援を積極的に受け入れる。

**第22節 自衛隊の災害派遣（一般災害対策編第3章第29節を参照）**

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行う。

**第23節 災害救助法の適用（一般災害対策編第3章第30節を参照）**

大規模災害時には災害救助法の適用を受けることとするが、円滑な手続きを行う。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 災害復旧・復興対策

#### 1 復旧・復興の基本方向の決定（一般災害対策編第4章第1節を参照）

### 第2節 災害復旧対策

#### 1 迅速な原状復旧の進め方（一般災害対策編第4章第2節を参照）

### 第3節 復興計画

#### 1 復興計画の進め方

##### （1）復興計画等の作成

- ① 必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定める。
- ② 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県及び町との間の連携、国との連携、広域調整）を行う。
- ③ 復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮する。
- ④ 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
- ⑤ 必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

##### （2）災害に強いまちづくり

- ① 災害に強く、より快適な都市環境整備
  - ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
  - イ 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
  - ウ 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行う。
  - エ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図る。
  - オ まちづくりに当たっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定やできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の整備を行う。
- ② 復興のための市街地等の整備改善
  - ア 被災市街地復興特別措置法等を活用する。
  - イ 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。

ウ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図る。

③ 河川等の治水安全度の向上等

河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等のため県へ要望する。

④ 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

⑤ 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

⑥ 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 2 被災者等の生活再建等の支援（一般対策編第4章第6節の2を参照）

被災者等の生活再建等の支援について、必要な措置を講じる。

## 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

### (1) 施設復旧資金等の貸付け

災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付け等や高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付けを行う。

### (2) 経済復興対策

① 地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

② 津波による災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

### (3) 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供する。

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

この章では、地震防災対策のうち南海トラフ地震対策として特に取り組みの必要な事項について定める。

【実施責任者：総務課、関係各課】

### 第1節 総則

#### 1 推進計画の目的

南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）は、南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震及び津波防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### (1) 物資等の調達手配

- ① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。
- ② 県に対して住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

#### (2) 人員の配置

人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 2 他機関に対する応援要請

- ① 災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

	応援協定名
1	高知県内市町村災害時相互応援協定
2	高知県内広域消防相互応援協定

- ② 必要があるときは、①に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

### 3 帰宅困難者への対応

本町では、帰宅困難者を「避難者」として取り扱う。

### 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

#### 1 津波からの防護

- ① 町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- ② 町又は水門等の管理者は、津波からの防護のための以下の計画に基づき、各種整備等を行う。
  - ・水門等の点検方針及び計画
  - ・水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針及び計画
  - ・水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
  - ・津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリコプター離発着場等の整備の方針及び計画
  - ・防災行政無線の整備等の方針及び計画

#### 2 津波に関する情報の伝達等

- ① 津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は「第3章第3節 情報の収集及び伝達」に示す。
- ② 役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項は、以下のとおりとする。
  - ・津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
  - ・船舶に対する津波警報等の伝達
  - ・船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
  - ・管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
  - ・通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

#### 3 避難指示等の発令基準

住民に対する避難勧告又は指示の発令基準は、原則として「第3章第7節 避難活動等」に示す。

#### 4 避難対策等

- ① 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域は、「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測（平成24年12月10日）」の津波浸水予測図に基づいて、津波の浸水が予測される地域を設定する。なお、避難を検討するにあたり、自主防災組織、道路の状況などによって、一定のまとまりとして計画する必要がある場合は、これらを分断しないよう、津波浸水想定では浸水しないとされている地域も、避難対象地域に含めるものとする。

なお、最大クラス（L2地震・津波）の津波にも対応できる津波緊急避難場所や津波避難タワー等の津波避難施設を整備する。避難場所となる津波避難施設等を適切に指定するほか、今後定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

避難の勧告又は指示の対象となる地域

避難対象地区
百石・樋ノ口・上長田・下長田・東町・平松・横町・立町・弓場・東浜・生木・宮ノ岡港町・法恩寺・六本松・須川・加領郷

- ② 上表に掲げる地区ごとに、以下の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。
- ・地域の範囲
  - ・想定される危険の範囲
  - ・避難場所（屋内、屋外の種別）
  - ・避難場所に至る経路
  - ・避難の勧告又は指示の伝達方法
  - ・指定避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
  - ・その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- ③ 指定避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し「指定避難所運営マニュアル」を策定し、あらかじめ準備する事項を定める。
- ④ 指定避難所を開設した場合に、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
- ⑤ 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた地区津波避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- ⑥ 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。また、同時に避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保する。
- ア) あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
  - イ) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、①に掲げる者の指定緊急避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
  - ウ) 地震が発生した場合、指定避難所への避難者等、①に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- ⑦ 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は、以下に留意する。
- ア) 消防団、自主防災組織等との連携に努める。

- イ) 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保する。
- ⑧ 指定避難所における救護上の留意事項。
  - ア) 指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりである。
    - ア) 指定避難所への収容
    - イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給
    - ウ) その他必要な措置
  - イ) ア) に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
    - イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
    - ウ) その他必要な措置
- ⑨ 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- ⑩ 地域特性や津波到達時間、避難者の避難速度を十分に考慮等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した「地区津波避難計画」を見直すものとする。「地区津波避難計画」は、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮して策定する。

## 5 消防機関等の活動

- ① 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。
  - ア) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - イ) 津波からの避難誘導
  - ウ) 自主防災組織等の地区津波避難計画作成等に対する支援
  - エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- ② ①に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「中芸広域連合消防防災計画」に定めるところによる。

## 6 簡易水道、電気、ガス、通信、放送関係

### (1) 簡易水道

住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置として耐震化を進める。また、応急対策は、「一般災害対策編第3章第20節 ライフライン等施設の応急対策」に示す。

### (2) 電気

- ① 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必

要な措置を実施する。

- ② 四国電力株式会社が行う措置は、別に定める。

### (3) ガス

- ① ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- ② (一社)高知県LPガス協会が行う措置は、別に定める。

### (4) 通信

- ① 電気通信事業者は、地震発生に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信を確保するため回線利用制限等必要な措置を講ずるとともに、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- ② 町行う支援の措置については、別に定めるところにより実施する。

### (5) 放送

放送事業者は、放送が居住者、観光客等への正確かつ迅速な情報伝達のために不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

## 7 交通

### (1) 道路

- ① 町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知を図る。

### (2) 海上

- ① 高知海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講じるとともに、施設の利用者に対し、津波来襲のおそれがある旨の周知を図る。

### (3) 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、乗客の避難誘導計画を定める。

## 8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね以下のとおりとする。

- ① 各施設に共通する事項
  - ア) 津波警報等の入場者等への伝達
  - イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ) 出火防止措置
- オ) 水、食料等の備蓄
- カ) 消防用設備の点検、整備
- キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

② 個別事項

- ア) 学校等にあつては、以下の措置を講じる。
  - (ア) 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
  - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば障害児）これらの者に対する保護の措置
- イ) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置  
具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取る。
  - ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - イ) 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ② この推進計画に定める指定避難所又は医療救護所が設置される学校等の管理者は(1)の①又は(2)の①に掲げる措置を取るとともに、町が行う指定避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 実働部隊の救助活動における連携の推進

自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(3) 消防団の充実

消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

## 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

整備計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

### 1 建築物、構造物等の整備耐震化・不燃化・耐浪化

「第2章第1節2 建築物等災害予防対策」で定めたとおり、建築物、構造物等の安全性の確保を行う。

### 2 避難場所の整備

「第3章第7節 避難活動等」で定めたとおり、避難場所の整備を行う。

### 3 指定避難所の整備

「第3章第7節 避難活動等」で定めたとおり、指定避難所の整備を行う。

### 4 土砂災害防止施設

一般災害対策編「第2章第1節5（2） 土砂災害の措置」で定めたとおり、土砂災害防止施設の整備を行う。

### 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

「第3章第9節 緊急輸送活動」で定めたとおり、避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備を行う。

### 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

「第3章第9節 緊急輸送活動」で定めたとおり、緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備を行う。

### 7 通信施設の整備

「第3章第2節 情報の収集・伝達」で定めたとおり、通信施設の整備を行う。

- ① 防災行政無線
- ② その他の防災機関等の無線

## 第5節 防災訓練計画

- ① 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協力体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

また、訓練後には本計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて計画の見直し等を行うこととする。
- ② ①の防災訓練は、町内一斉の津波避難訓練等を実施するなど、年1回以上実施するよう努める。
- ③ ①の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- ④ 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- ⑤ 町、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - ア) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - イ) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - ウ) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
  - エ) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- ⑥ 防災訓練の実施に当たっては、配慮すべき事項は次のとおりとする。
  - ア) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々に定着させるよう工夫すること
  - イ) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町、防災関係機関、自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 1 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行う。防災教育の内容は以下のとおりとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

### 2 住民等に対する教育

関係機関と協力して、学校や地域で住民等に対する教育を実施する。

学校での防災教育は発達段階に応じた学習プログラムとし、児童、生徒の学習から家庭、そして地域に広がる一体的な取り組みとして行う。

また、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

## 第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保

### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

- ① 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し災害対策本部を設置する。その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- ② 地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるよう努める。この場合において、防災行政無線等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意する。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い反復継続して行うよう努める。

#### （2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

- ① 関係機関と連携して、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。
- ② 地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応する。
- ③ 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備する。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

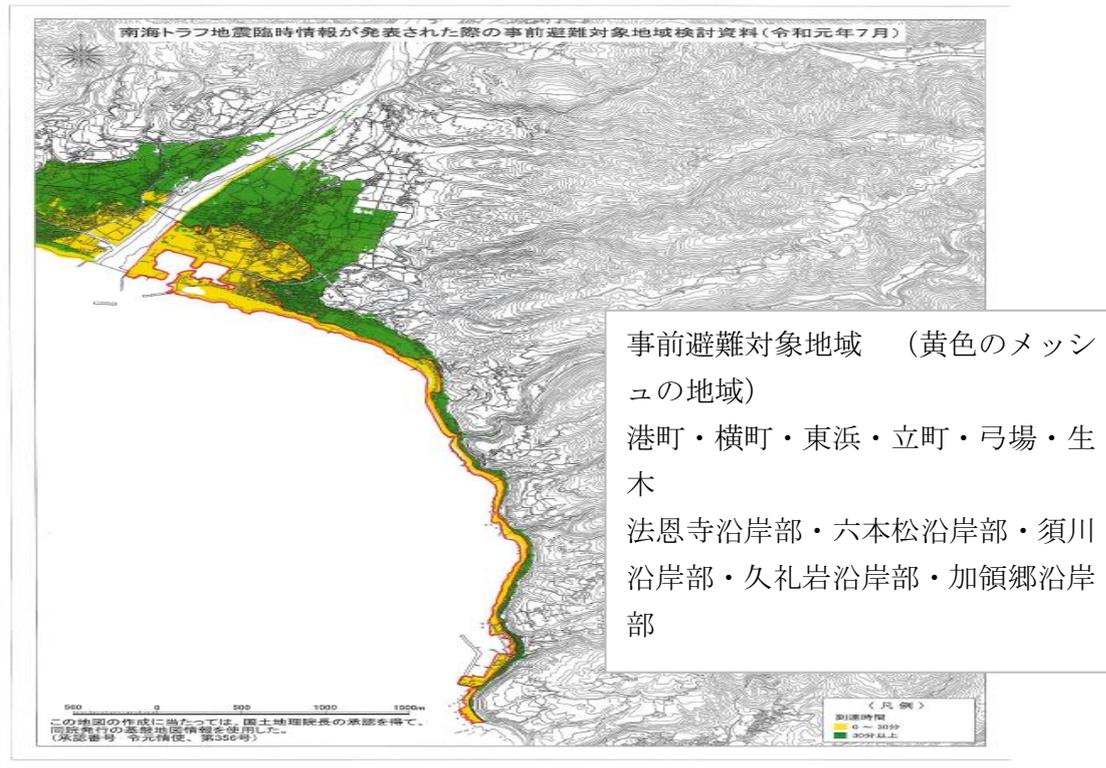
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 避難対策等

① 事前避難対象地域

町内の事前避難対象地域（後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域）は、以下のとおりである。

区分	対象地域
<b>【住民事前避難対象地域】</b> 全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域	30cmの津波が30分以内に到達する地域
<b>【避難準備・高齢者等避難対象地域】</b> 高齢者等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域及び避難の準備をすべき地域	上記以外の全域



- ② 事前避難対象地域の居住者等及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対して、避難所又は親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の啓発を行う。
- ③ 特に、事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
- ④ 地域住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとする。

(5) 消防機関・警察の取るべき措置

① 消防機関

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導，避難路の確保

② 警察

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止

等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- 正確な情報の収集及び伝達
- 不法事案等の予防及び取締り
- 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(6) 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関の取るべき措置

① 水道

町は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

② 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給する体制を確保する。

③ ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続します。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保します。また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための必要な措置を講ずるとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制をあらかじめ明示するものとする。

④ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講じる。

⑤ 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとします。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図ります。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に

備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が 防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努める。

(7) 交通関係機関の取るべき措置

① 道路

○ 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとします。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努める。

○ 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとします。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするよう周知に努める。

② 海上

○ 高知海上保安部は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における交通の対策について、津波に対する安全性に留意するものとする。

○ 高知海上保安部及び町は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意します。この場合において、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮します。

○ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意します。

③ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を講じます。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとします。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供します。

(8) 町が自ら管理又は運営する施設等に対する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、町が自ら管理又は運営する施設等に対する対策については、「第5章 3節 8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策 参照」町が自ら管理又は運営する施設等に関する対策」に準じた措置を講ずるものとします。

(9) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるよう努める。

### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等

① 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し災害対策本部を設置する。その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

② 地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるよう努めます。この場合において、防災行政無線等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意します。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

#### （2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

① 関係機関と連携して、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、通に関する情報ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。

② 地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応する。

#### （3）災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 関係機関のとりべき措置

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- ② 関係機関においても、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。